

令和4年6月20日

# 議 事 録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については〇で消しています。

福島県耶麻郡北塩原村農業委員会

令和4年度北塩原村農業委員会総会（令和4年6月定例会） 議事録

1. 開催日時

令和4年6月20日（月）午後1時30分～2時10分

2. 開催場所

北塩原村役場集会室1・2

3. 出席委員

	議席	氏名	出欠
会長	7	星源嗣	出
会長職務代理者	6	遠藤俊一	欠
農業委員	1	小椋隆子	出
〃	2	中川博之	出
〃	3	岩田多吉	出
〃	4	二瓶睦夫	出
〃	5	蓮沼喜久雄	出
農地利用最適化推進委員	—	奥川維之	出
〃	—	佐藤誠一	欠
〃	—	五十嵐好則	出
〃	—	安部嘉久	欠
〃	—	柏谷孝雄	欠
〃	—	小椋功	出

※ 出席委員 農業委員6名 在任委員（7名）の過半数に達したので、本会は成立した。

※ 今月は全体での協議事項があるため、農地利用最適化推進委員6名中3名出席。

4. 欠席委員

農業委員 6番 遠藤 俊一

推進委員 佐藤 誠一、 安部 嘉久、 柏谷 孝雄

## 5. 議事日程

第1 議事録署名委員の選任

第2 会期の決定

第3 業務報告及び今後の予定

第4 提出議案

議案第1号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

・番号1～2 賃借権設定

第5 その他

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局 長 佐藤 博

事務局 班長 渡部 達也

事務局 主事 穴戸 開

## 7. 会議の概要

### ○事務局長

ただいまより、令和4年度北塩原村農業委員会定例総会6月定例会を開会いたします。

それでは、会長よりご挨拶をお願いいたします。

### ○会長

(挨拶)

### ○事務局長

会長ありがとうございました。

総会の議長は、北塩原村農業委員会会議規則第4条によりまして会長が行う事になっておりますので、会長をお願いいたします。

### ○議長

暫時議長を務めさせていただきます。

本日の会議の案件はお手元に配布のとおりでございます。

会議に先立ち本日の出席委員の確認を行います。

只今の出席委員は農業委員7名中6名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

また、今月は、農地利用最適化推進委員6名中3名にも出席いただいております。

なお、農業委員の遠藤 俊一 委員、推進委員の佐藤 誠一 委員、安部 嘉久 委員、柏谷 孝雄 委員、からは欠席する旨の届出がありました。

○議長

それでは、北塩原村農業委員会会議規則第13条の規定による議事録署名委員の指名でございますが、本職より指名させていただくことに、ご異議ございませんか。

○委員

(異議なし)

○議長

ご異議なしと認め、1番、小椋 隆子 委員、2番、中川 博之 委員、の両名を指名いたします。

○議長

お諮りいたします。

会期の決定については、議案の関係上本日1日とすることにご異議ございませんか。

○委員

(異議なし)

○議長

ご異議なしと認め、会期は本日1日と決しました。

○議長

それでは、業務報告及び今後の業務予定について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

(事務局説明)

○議長

ただいまの報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

(なし)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。

以上で業務報告及び今後の業務予定について終了します。

○議長

それでは議事に入ります。

議案第1号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について」を議題といたします。今月は2件ございます。

○議長

それでは、議案第1号の番号1番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

議案第1号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について説明いたします。次の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、利用権設定等促進事業に係る農用地利用集積計画の作成について、承認を求めらるるものでございます。

番号1番、こちらについては、新規設定となります。

1、申請当事者について、利用権を設定する者（貸付人）は、〇〇〇〇さん、〇〇歳、〇〇字〇〇の方でございます。

続いて、利用権の設定を受ける者（借受人）ですが、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇字〇〇の会社でございます。

2、利用権を設定する土地ですが、〇〇字〇〇15、の以上、1筆、面積は2、

972㎡でございます。

3、利用権の設定内容についてですが、利用権の種類は、賃借権の設定。権利の存続期間は令和4年6月21日から令和14年6月20日までの10年間。賃借料の額は年額で95,040円。1反当たりになおしますと約31,200円でございます。申請地はビニールハウスとなっていて、このハウスを含めて賃借料を設定したということでした。

4、利用権の設定を受ける者の経営状況等につきましては、記載のとおりでございます。地元農業委員の意見としまして、星 会長に確認していただきましたところ、許可相当と報告いただいております。

以上で議案第1号、番号1番の利用権設定について、朗読と説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。

ただいまの説明に関連して、本件の調査委員である私から報告申し上げます。

○委員（7番 星 源嗣 委員）

申請地につきましては、アスパラ用のハウスが建っておりますが、ここ2年程、作物を作っておらず藪となっている状態でした。○○○○○○○○としては、この農地をきっかけに様々な作物を栽培していきたいということでしたので、許可相当と判断しました。

○議長

それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員（3番 岩田 多吉 委員）

賃借料については、ハウスがあるからこの金額になっているということで間違いはない？

○委員（7番 星 源嗣 委員）

ハウスの償還が終わっていないということで、それを換算した賃借料を設定しているということです。

○委員（1番 小椋 隆子 委員）

ハウスは何棟あるのでしょうか？

○委員（7番 星 源嗣 委員）

6棟です。

○議長

他にございませんか。ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。  
番号1番の利用権設定について、申請の通りこれを適当と認め  
決定することにご異議ございませんか。

○委員

（異議なし）

○議長

ご異議なしと認めます。  
番号1番、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、  
申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。

○議長

続いて、番号2番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

議案第1号、番号2番の利用権設定について説明いたします。  
こちらも、新規設定となります。

1、申請当事者について、利用権を設定する方（貸付人）ですが、  
○○○○さん、○○歳、○○字○○の方でございます。

続いて、利用権の設定を受ける方（借受人）ですが、○○○○○○○○、○○字  
○○の会社でございます。

2、利用権を設定する土地ですが、

○○字○○611番地、田、555㎡、以下、地名、地目については同一とな  
りますので読み上げを省略し、番地、面積のみを読み上げ致します。

612番地 638㎡、617番地 128㎡、612番地ホ 23㎡、

614番地 578㎡、613番地 241㎡、613番地 112㎡、

以上、全部で7筆、面積の合計は2, 275㎡でございます。

3、利用権の設定内容についてですが、利用権の種類は、賃借権の設定。権利の存続期間は令和4年6月21日から令和14年6月20日までの10年間。賃借料の額は年額で11, 920円。1反当たりになおしますと約5, 200円でございます。

4、利用権の設定を受ける者の経営状況等につきましては、記載のとおりでございます。地元農業委員の意見としまして、遠藤 俊一 委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。

以上で議案第1号、番号2番の利用権設定について、朗読と説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。

ただいまの説明に関連して、本件の調査委員であります、

6番、遠藤俊一委員が本日休みのため、大塩地区の推進委員 五十嵐 好則委員より調査結果について意見をお願いいたします。

○委員（推進委員 五十嵐 好則 委員）

申請地は2年前から耕作を行っていない農地であり。会社で農地を使ってくれるということで、貸付人も喜んでおりましたので、許可相当と判断しました。

○議長

ありがとうございました。

それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員（1番 小椋 隆子 委員）

申請地の2筆以外に、隣接した1筆の農地があるようですが、この農地と一緒に借りないのはなぜでしょうか？

○委員（推進委員 五十嵐 好則 委員）

その農地については法面の傾斜がきつく、コンバインなどで侵入するのが難しいため、今回は申請しなかったそうです。

○事務局

補足です。この申請農地については、大塩地区で国土調査が進んでいないこと、所有者が自分でおさ直しなどを行っているため、公図と現況ではだいぶ形状が違っています。今回の申請では、現況での水田台帳の水張面積をもとに、賃借料の設定を行っております。

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。

番号2番の利用権設定について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

○委員

(異議なし)

○議長

ご異議なしと認めます。

番号2番、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。

○議長

以上で本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしましたので、これで議長の座を終わらせていただきます。

ご協力ありがとうございました。

○事務局長

ありがとうございました。

それではその他になりますが、事務局より連絡等がございますので、事務局から説明をお願いします。

○事務局

(令和5年度農業施策に関する政策提案・要望事項の検討について)

(令和4年度最適化活動の当委員会目標設定について)

○事務局長

その他、皆さまから何かございますでしょうか。

○委員

(なし)

○事務局長

無いようですので、以上をもちまして、  
北塩原村農業委員会定例総会を閉会いたします。  
お疲れ様でした。

議長は、会議の次第を作成させ、それが相違ないことを証するため、署名委員とともに署名する。

令和 4年 6月 20日

北塩原村農業委員議長（会長） \_\_\_\_\_ (印)

議事録署名委員 番 \_\_\_\_\_ (印)

議事録署名委員 番 \_\_\_\_\_ (印)